

会 務 月 報

第333号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第2回 業務・技術委員会 議事概要

[日 時] 平成22年10月27日(水) 14:00～16:30

[会 場] 日事連会議室

[出席者] 委員長:田端 隆 副委員長:荻原幸雄

委員:新井典夫、富田正行、姉川博則、伊藤光洋、
宮脇弘明

担当副会長:八島英孝

(欠席:遠藤昭五)

日事連事務局: 高津、北野、恩田、吉田、鈴木、千浜

{配付資料}

耐震化緊急支援に関する資料(国土交通省提出)

資料1:業務・技術に関する事業報告(案)

資料2:最低制限価格に関するアンケート調査票(案)

資料3:建築基準法の見直しに関する検討会

(10/19・第11回)関係資料

資料4:建築構造基準委員会の設置について

資料5:業務報酬基準ワーキンググループ 関係資料

資料6:地球温暖化対策アクションプラン策定委員会関係資料

資料7:「事務所への長寿命化に対する意識調査」実施委員会
委員推薦文書

議 事

1. 耐震化緊急支援について

・政府の緊急総合経済対策の措置が10/26閣議決定され、今後国会に提出し成立する見込みである。その中で「住宅・建築物の耐震化緊急支援事業」が盛り込まれているが、同事業の補助が平成23年3月までの短期間に限られるため、事前準備が必要であるとし

て国土交通省市街地建築課の担当官が当委員会に出席し概略説明がなされ質疑応答を行った。

2. 協議事項

(1) 業務・技術に関する上半期事業報告について

・資料1により、業務・技術に関する上半期事業報告について事務局において説明がなされ、当委員会において確認し、これを了承した。

(2) 最低制限価格に関するアンケートの調査項目等の検討について

・田端委員長より資料2の全国入札状況アンケート調査票(案)が提出され、本資料を基に検討を行った。

各委員より主に以下の意見がだされた。

・アンケートの取り方としては、単位会を通じて回答書に返信用の封筒も付けて各市等へ調査票を送付し、回答をもらうことにしたい。

・単位会において市等からアンケートの回答が得られないと想定される場合は、単位会の判断で直接出向きヒアリングをして回答をもらうことになると思われる。

・何を目的にアンケートをやるのかを明確に示さないと市等は困惑するだけで回答が得られないと思われる。

・総合評価や低入札については、市等に尋ねなくても単位会でわかっている設問なので、その場合は単位会の判断で回答すればよい。

検討の結果、以下のとおり進めることとした。

・単位会で既に把握し回答できる設問は、単位会内で回答してもらうこととする。

・単位会へは、アンケート調査の趣旨を示した協力依頼の文書を送付する。依頼文書については、正副委員長で作成する。

また、アンケート調査票の項目は、正副委員長で再度整理する。

・依頼文書及びアンケート調査票を各委員へ送付、確認し意見があれば出してもらうことにする。

3. 報告事項

(1) 建築基準法の見直しに関する検討会について

・10/19最終の「建築基準法の見直しに関する検討会」が行われ、検討会のとりまとめとして3つの検討課題が示されたこと等について事務局より資料3に基づき概略説明がなされた。

(2) 建築構造基準委員会について

・建築基準法の見直しに関する検討会の中で、技術基準については別途委員会を設置して検討することになり、国総研において「建築構造基準委員会」を設置して、ビバチェックの対象範囲の限定、混構造の計算及び構造基準図書(黄色本)の見直しに係る技術基準の原案を作成することとなった。

その中で、ビバチェックの対象範囲を見直すことについては、消費者代表も入れて別途会議を設けて行うことになったことを事務局より資料4に基づき説明がなされた。

なお、建築構造基準委員会については、三栖会長に確認をとり当委員会から田端委員長を推薦し出席することとしたことを報告した。

(3) 業務報酬基準ワーキンググループの検討状況について

・国の業務報酬基準の適正活用検討研究会の検討スケジュール及び告示第15号の定期的見直しに向けてデータベースを再度見直すためのプレ調査等の具体的方法について、荻原副委員長より資料5に基づき報告がなされた。

プレ調査等は大手事務所を対象に行うことにしており、業務報酬基準ワーキンググループでも大手事務所がメンバーとなっているが、規模の小さい住宅の分野についても調査の対象にすべきではないかとの意見がだされた。また、住宅の分野を告示第15号に入れるのは無理があり、個別に対応して算定すべきではないかとの意見がだされた。

各委員の意見を踏まえ、荻原委員長が同ワーキンググループにおいて提言していくこととした。

(4) 地球温暖化対策アクションプラン策定委員会について

・9/24第3回地球温暖化対策アクションプラン策定委員会が開催され、同委員会に出席している八島担当副会長より資料6に基づき検討内容について報告がなされた。

今後は課題となっているアクションプランの項目についてWGを作り、その中で取りまとめを行っていくこととしている。

(5) 「事務所ビル」の長寿命化に対する意識調査実施委員会について

・ロングライフビル推進協会(BELCA)において、平成22年度よりロングライフ

ビルの促進に必要な情報の収集及び整備、発信等を目的とした「長寿命化促進特別調査」を5年計画で実施することとなり、実施委員会を設置して調査内容に対する意見収集等を行うこととした。同協会より本会へ実施委員会の委員について推薦依頼があり、荻原副委員長(千葉会)を推薦したことを事務局より資料7に基づき報告し当委員会でも了承した。

◎次回委員会 平成23年1月21日(金)14:00～16:30 日事連会議室
以上

■第2回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成22年10月28日(木)13:30～16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 大内達史 副委員長 西村 武

委 員 鈴木勇人、佐々木宏幸、曾田賢治、
高橋祥治、小西郁吉、井上精二

担当副会長 山田美光

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、
前田、松谷、赤士

1. 議事

(1) 適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る検討について

前回の委員会で、標記議事について検討した結果、本制度の今後の方針について今回の委員会で常任理事会に提案する内容を確定する必要がある旨が委員長より説明がなされ、協議に入った。主として委員より次の趣旨の質疑があった。

・登録者が何名いれば制度を維持できるのか。

→9千名から1万名程度である。

・日事連が登録機関として、この登録制度を実施しない場合は、その後どうなるのか。

→住宅金融支援機構がどのような対応をするかは、今の時点では分からない。

・日事連が登録機関とならなかった場合、士会連合会が登録機関となる可能性はないのか。

→現在、士会連合会は日事連とともに登録機関となっている

ので、登録制度の現在の状況から判断すると、あえて単独で登録機関となって登録制度を維持することは考えにくい。

- ・登録料が安すぎるのではないかな。
- 登録料を急激に値上げすると、登録者が急激に減る可能性がある。
- ・登録業務を現在の状況のまま続けると、一般会計からの補填が必要になり、実際に業務を行っている登録者が少ない現状からみて、制度継続のために一般会計からの補填は好ましいことではない。
- ・不適正業務が増えると、登録事務所への立ち入り調査等の業務が増加することになり、これらの業務量の増加に対して、日事連だけで行うには限界があり、単位会の協力が不可欠になる。

協議の結果、次の方針案をまとめた。

- ①登録者数については、今後の大幅な増加は見込めないうえ、減少する傾向は今後も続くものと推定される。このため、登録窓口事務費の削減、登録料の値上げの検討等を行っているが、登録制度を維持できる期間に差はあるものの、早晚、登録制度を維持することには限界がある。
- ②登録制度を運営するためには、厳正で社会的に信頼されるよう適合証明業務の適正化を図っていく必要があるが、今後とも厳しい経営リスクのなかで制度を運営していくことは困難であることから、一般会計(会費等)から多額の補填を行うような状態となることは会員の理解が得られにくく、その前の段階で結論を出すことが望ましい。

以上の理由により、総務・財務委員会では「平成24年度の新規・更新登録は行わない。ただし、平成22年度登録者の登録有効期間は平成24年9月30日迄であるので、それまでの期間の事務処理は継続して行う。」ことを今後の方針案として常任理事会に提案することとした。

なお、今回の検討資料を単位会に送付し、意見等を各ブロック協議会選出の常任理事がまとめ、常任理事が常任理事会で各単位会の意見等説明できるよう配慮することとした。

次回委員会開催予定

平成22年11月16日(火)13:30～16:30

(配付資料)

適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る収支改善の検討資料

■第2回 教育・情報委員会 議事概要

日 時 平成22年11月15日(月) 13:30～15:30

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 上野 浩也

副委員長 宮原 克平

委員 相場 博、遠山 紀芳、國分 恵之、尾添 信行、
西森 敬祐、岩田 守、神崎 貢(担当副会長)

事務局 高津 充良、北野 芳男、吉田 茂、市川 貴之、
野出 友樹、夏目 浩行

〈配付資料〉

前回議事録

資料1:平成22年度上半期事業報告(案)-教育・情報関連部分-

資料2:産学連携建築教育連絡会議資料(抜粋)

資料3:会員建築士事務所の基礎的データ調査のこれまでの経緯と
今後の予定等について

資料4-1:日事連における建築CPD情報提供制度の活用について

資料4-2:建築CPD情報提供制度に係る意見・要望等

(九州・沖縄ブロック)

資料4-3:建築CPD情報提供制度に係る委員からのご意見

資料5-1:管理講習会教材開発検討WGについて

資料5-2:知事指定講習(管理講習・開設者研修)に係る意見・要望
等(九州・沖縄ブロック)

資料6-1:法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)の実施状況について

資料6-2:法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)に係る意見・要望等について

資料6-3:業務連絡会の開催について(センター作成文書)

参考：法定講習に係る論点等について

議事：

(1) 平成22年度上半期事業報告(案)について

事務局より平成22年度教育・情報委員会事業計画等について、資料1により説明がなされた。説明内容としては、①上半期法定講習実施状況、②建築士事務所の管理講習・開設者に対する研修(知事指定講習)、③建築CPD情報提供制度、④日事連業務支援サービス終了の件、⑤建築士事務所協会・会員建築士事務所の基礎的データ調査及び⑥インターンシップ 対応の各項目について、事業の現状と今後の予定等の概要説明がなされた。

(2) インターンシップ について

宮原副委員長より、資料2により本年11月8日に開催された第5回産学連携建築教育会議(インターンシップ 検討WG)についての報告がなされた。現状としては、それほどの進展は見られず、全国レベルでの事業であることから、事業の進展については、地域差が存在している等の説明があった。また、上野委員長より、インターンシップ の目的が不明瞭であること、大学の単位認定基準も多数混在している等の問題点についての指摘があった。

(3) 会員建築事務所の基礎的データ調査について

事務局より、資料3に基づき会員建築士事務所の基礎的データ調査のこれまでの経緯と今後の予定等について報告がなされた。また、データ集計プログラムに問題があったため、再集計作業を行い、11月中に完了させるとの報告も合わせてなされた。データ調査に関しては、各委員よりWEB入力 of 煩雑さ、調査方法の形式(WEBもしくは書類)、入会申込書フォーマットの統一、有効回答率、以前の同調査結果の利用方法等について意見が多数出された。本調査の利用目的に関しては、会員の実態を把握することによって日事連の施策に反映させていくためとの回答がなされ、各種意見を参考に今後の調査に反映させていくこととした。最後に、次回委員会で、報告書(案)を提出する予定である旨の報告が、事務局よりなされた。

(4) 建築CPD情報提供制度について

事務局より、資料4-1により説明がなされた。これまでの日事連の申請プログラム及び今後プログラム申請を想定している講習・研修等についての説明がなされた。その後、岩田委員より資料4-2に基づき、

九州・沖縄ブロック協議会の際に出されたCPD制度に関する意見・要望等についての報告がなされ、続けて各ブロックの状況について、各委員から説明がなされた。各ブロックからの意見としては主に以下のものがあつた。

- ・建築系CPDを一本化してほしい。
- ・法定講習会(管理建築士講習、建築士定期講習、構造・設備一級建築士)は認定してほしい。
- ・CPD制度の広報・PRがさらに必要。
- ・多くの行政団体が建築士会CPD制度を採用しているので、事務所協会側としては問題意識を持っている。

続いて、遠山委員より資料4-3により、建築CPD情報提供制度と建築士会CPDの相違点について説明がなされた。

(5) 管理講習会教材開発検討WGについて

事務局より、資料5-1に基づいて、9月22日に開催された第1回管理講習会教材開発検討WGの概要について説明がなされた。教育・情報委員会が親委員会にあたるため、逐次相互間で必要事項の報告・調整等を行っていくこととした。その後、岩田委員より資料5-2に基づき、九州・沖縄ブロック協議会の際に出された管理講習・開設者研修に関する意見・要望等の報告がなされた。

(6) 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)について

事務局より資料6-1について説明がなされた。法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況、第四期講習(2011年1月～3月)の開催予定等について説明があり、特に建築士定期講習に関しては、士会連と比較してみると、第四期では、講習実施回数に大きな差が生じている旨の報告があつた。

その後、各委員より資料6-2に基づき、各ブロック協議会で議論した法定講習に係る報告がなされた。主要な意見として以下のとおり。

- ・民間登録講習機関との受講料格差の解消について
- ・受講申込手続きの簡素化(インターネット等の活用)
- ・DVD受講による経費の低減化
- ・法定講習の周知方法
- ・講習内容の充実

→今回の委員会で報告された各ブロックの意見・要望を集約し、委員

長及び副委員長とともに指定登録講習機関である財建築技術教育普及センターとの意見交換の場を早期に設ける必要があるとの認識がなされ、今後速やかに対応していくこととした。

最後に、事務局より本年12月15日(東京)、12月17日(大阪)で開催される、財建築技術教育普及センター主催の「建築士定期講習」及び「管理建築士講習」業務連絡会について説明がなされ、意見・要望を各単位会の出席者に託す旨、各委員に依頼した。

(7) その他

次回委員会 平成23年1月28日(金)14:00～16:00

■平成22年11月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成22年11月17日(金)13:30～17:05

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 15名

出席者数 15名

4. 出席者の氏名

出 席 者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、中野 満、
西村 武

事 務 局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、
吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、八島英孝副会長、田端 隆常任理事

6. 議事進行役

八島英孝副会長

7. 議 事

(1) 専決事項

2010-12 日事連会務月報

1) 第111回建築士事務所協会全国会長会議等の日程及び運営等の決定の件

事務局より、第111回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

平成22年12月6日(月) 会場:八重洲富士屋ホテル

10:00～12:00 12月通常理事会(3F「赤松の間」)

13:00～14:00 政経フォーラム(2F「桜の間」)

14:10～16:30 第111回建築士事務所協会全国会長会議(2F「桜の間」)

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、異議なく平成22年12月6日に第111回建築士事務所協会全国会長会議を開催することとし、当日の行事日程及び運営については資料1のとおり、これを決定した。

2) 第36回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成の決定の件

事務局より、来年度福島県で実施する全国大会のための第36回全国大会運営特別委員会の設置目的、委員構成、運営方法、設置期間等について資料2によって説明がなされた。

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、第36回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成等を資料2のとおりとすることを決定した。

(2) 協議事項

1) 平成22年度上半期事業報告及び収支報告について

事務局より、資料3によって平成22年度上半期の事業報告及び一般会計、福利厚生特別会計、適合証明業務登録機関特別会計について次の趣旨の概要説明がなされた。

上半期の事業は、改正建築士法で規定された法定団体としてふさわしい体制づくりを重点に、さまざまな課題に単位会と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼獲得を図るため各種事業に取り組んでいる。

上半期の収支については、全体的には予定どおりの収支で推移している。なお、平成22年度上半期事業報告及び収支報告は、11月12日の監査会及び11月16日の総務・財務委員会でも報告し、特段の指摘事項はなかった。

協議の結果、平成22年度上半期事業報告及び収支報告を資料3のとおり、12月通常理事会に報告することとした。

2) 適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る検討結果及び登録制度の今後の方針について大内総務・財務委員長より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

①平成21年11月通常理事会で適合証明業務登録制度の維持及び存続を目指し、財政安定積立預金の安定化を図るため、平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率等の見直しが決定されたが、今後の適合証明技術者の登録数を注視しつつ、必要に応じて再度検討することになっている。なお、この経費負担率等の見直しは、登録者数が7,185名(平成21年3月末の登録者数)で平成30年まで推移すると仮定した場合の登録収入に対するものであった。

②平成22年度の適合証明業務登録の新規、更新登録を行ったところ約6,300名となった。これは更新前登録者数の7,326名(平成22年3月末の登録者数)に比して約17%減となった。このような現状により、当面の登録制度の維持及び存続のため(平成24年度の適合証明業務の新規、更新登録制度の維持)再度、適合証明業務登録機関特別会計の財政安定積立預金の安定化を図る改善策を考えなければならない事態が生じた。また、本年8月に住宅金融支援機構より、この登録制度は支援機構としても重要であると考えているが、登録機関が財政上の都合で平成24年度以降に、この登録制度を実施できない場合は、住宅金融支援機構として制度変更の準備期間が必要であるため、平成23年2月上旬迄に、登録機関としての方針を決定してほしい旨の申し出があった。このため再度、財政安定積立預金の安定化を図る改善策を検討する必要性が生じ、総務・財務委員会で検討をしてきた。

③再度の財政安定積立預金の安定化を図る改善策として検討をした事項等は、平成22年度に改善する措置の検討では、一般会計の講演講習に係る収支として処理してきた適合証明技術者講習会費の収支を、平成22年度の予算更正時に一般会計の収支から適合証明業務登録機関特別会計に移動し

て収支科目を新設する検討。平成24年度に向けての改善検討では、適合証明技術者登録料の値上げ、単位会の登録事務費の値下げ、適合証明技術者講習会費の単位会卸値の値上げ等の検討等を行った。

④検討の結果、「登録者数の増加については、今後の大幅な増加は見込めないうえ、登録者数が減少する傾向は今後も続くものと推定される。このため、登録窓口事務費の削減、登録料の値上げの検討等を行っているが、登録制度を維持できる期間に差はあるものの、早晚、登録制度を維持することには限界がある。」「登録制度を運営するためには、厳正で社会的に信頼されるよう適正化を図っていく必要があるが、不適正業務が多発している現状では、登録事務所に対する立入調査等の業務等に係る日事連及び単位会での登録事務等の業務量が増加傾向にある。一方、登録者数の急激な減少を抑えるために登録料の大幅な値上げをせずに事務所費、人件費の負担率及び登録窓口事務費等の削減等を行わなければならない、今後とも厳しい経営リスクのなかで制度を維持していくことは困難である。また、非会員が約2/3を占める登録制度を維持していくために、今後、一般会計(会費等)から多額の補填を行うような状態となることは会員の理解が得られにくく、その前の段階で結論を出すことが望ましいと判断した。」

このような理由により、総務・財務委員会としては登録制度の今後の方針は、「平成24年度の新規・更新登録は行わない」ことを常任理事会に提案するに至った。ただし、平成22年度登録者の登録有効期間は平成24年9月30日迄であるので、それまでの期間の事務処理は継続して行う。

以上の大内総務・財務委員長からの「今後の登録制度の方針について」の提案について協議に入った。

なお、本常任理事会の開催にあたっては、常任理事に対し、事前に総務・財務委員会の方針案について、所属のブロック協議会内の単位会より意見の聴取の依頼を行った。そのため協議では、総務・財務委員会の方針案について、各常任理事より所属ブロック協議会内の単位会の意見の発表がなされた後、概ね以下

のような発言や協議がなされた。

①各ブロック協議会からの意見は、「日事連の決定に従う」との単位会の意見はあるが、積極的に「平成24年度の新規・更新登録は行わない」との意見は無かった。「出来る限り継続して登録制度を維持していくべきである」との意見が少なからずあった。

現況では適合証明技術者のうち、本業務に関わっている技術者は極めて少ない状況であるため、登録更新ごとに登録者数が減少している。このため、今後の登録者数の増加は見込めないとする意見があるが、平成21年度から中古融資申込件数が増加しているように建築住宅政策では、量の確保から質の向上を目指す方向へと移行し、ストックの有効活用が重要視されるようになってきている。今後中古住宅への需要が増加し、建築士事務所も中古住宅に係る業務に関係していくことは必要であるとの考えから、適合証明業務登録制度については、継続実施し、当面する財政上の改善措置を行ったうえで、平成24年度の新規・更新登録受付を実施し、その後登録者数の状況を見て以降の制度の継続を判断することが適当と考えられる。

②平成21年10月以降、登録者の不適正業務事例が相次いで露見している。適合証明業務登録制度の存続は、適合証明技術者の業務の適正化が前提である。今後もこれまで同様に不適正業務の事例が続けば、制度の存続はあり得ない。そのために不適正業務の再発防止のための立入調査（業務調査）や業務規程等の見直しを行うなど、業務の適正化のための活動を日事連及び単位会が協力して実施し、消費者の信頼に添えていく必要がある。

この立入調査等は、現在は日事連事務局が住宅金融支援機構とともにやっているが、業務調査は全国に及んでおり、しかも件数も多いことから、日事連だけでの対応が困難となっているため、今年度から必要に応じて登録窓口である単位会でも日事連と連携して立入調査の実施等を行う必要性がある。

③平成24年度の新規・更新登録者数、事務量等の状況に応じて、

登録機関特別会計の事務所費、人件費の負担率を検討し直す。

以上の協議結果を踏まえ、資料4を次の方針案に修正して、12月通常理事会に提案することとした。

○登録制度の今後の方針案

平成22年度及び平成24年度に以下の改善措置を行い、平成24年度は新規・更新登録を行う。

ただし、平成26年度の新規・更新登録の実施については、平成24年度の新規・更新登録者数の状況により判断することとする。また、適合証明技術者の業務の適正化については日事連と単位会が連携して取組み消費者等の信頼に添えていくこととする。

①『平成22年度の改善措置』

- i. 日事連の一般会計の講演講習科目に係る収支の内、適合証明技術者講習会テキストの収支部分を適合証明業務登録機関特別会計の講演講習に係る収支科目に移動する。
- ii. 適合証明技術者の業務の適正化を図り、登録制度を維持するため、単位会においても日事連と連携して立入調査等の適正化のための対策を協力して行う。

②『平成24年度に向けた改善措置』

平成22年度からの改善措置 i 及び ii に加えて次の事項の改善措置を行う。

- iii. 登録機関特別会計の事務所費、人件費の負担率は、登録者数、事務量等に応じて検討する。
- iv. 平成24年度の登録料の値上げを検討する。
- v. 単位会の登録事務費の値下げを検討する。
- vi. 単位会へのテキスト販売手数料の値下げを検討する。

3) 公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針について大内総務・財務委員長及び事務局より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

日事連の新法人への移行にあたっての検討を行ってきたが、公益社団法人への移行の場合は、認定基準を継続して満たすことが条件となるため、日事連の今後の活動を想定すると、主たる事業である講習等の収入を伴う事業を含めた公益目的事

業の収支相償の条件が確保、維持できない場合が考えられること。また、内閣府の公益認定等委員会の判断により公益目的事業とみなされないことによって、公益目的事業比率が50%以上とならない場合があること、さらに特定資産が遊休財産額と判断され、遊休財産額が1年分の公益目的事業費相当額を超えてしまう場合等も考えられるなど、公益認定基準の継続維持が不確実である。

公益社団法人へ移行した場合、その後に公益認定基準の継続維持ができないときは、公益認定を取り消され、公益団体等に公益目的財産の残額を贈与しなければならないこととなる（公益社団法人へ移行後は、行政庁等による運営・事業活動についての報告の徴収、立入検査の実施などの監督を受ける）。認定取消後は一般社団法人として存続することを選択できるものの、実質的には財政的な問題で運営ができず解散することになる可能性が高い。

このように、公益社団法人に移行できたとしても、毎年度の各種事業において、公益認定基準を維持するため、自主的、自律的な活動が制約される可能性が高い公益社団法人への移行は見合わせることにした方が良いと考えられる。

一般社団法人（非営利型）への移行の場合は、上記の条件がなければ、移行時に計算された公益目的財産額に相当する額を公益目的支出計画に沿ってすべて支出する必要があるが、すべて支出した後は、行政庁による公益目的支出計画に関する監督は終了し、その後は柔軟な事業の展開が可能となり、自主的、自律的な団体運営が行えることになる。また、移行後の取得財産に関しても一定の要件（剰余金の分配を目的としない）はあるものの、行政庁が業務・運営全般にわたり一律的に監督することはないため団体の自主的、自律的な事業運営に支出することが可能となる。ただし、公益目的財産額を公益目的支出計画に沿ってすべて支出するまでは、毎事業年度行政庁に対して実施報告をする必要がある。

税制面では、日事連が公益社団法人へ移行した場合の税の優遇措置を検討した場合、現在の日事連の課税状況が収益事業に係る経費を計上することによる課税状況を前提にすると、

一般社団法人（非営利型）または公益社団法人のどちらに移行した場合においても現状と同等程度の課税措置となることが想定され、公益社団法人移行による税の優遇措置を受けることが現状では大きく期待できないものと考えられる。

以上の検討結果により、日事連での移行方針は次のとおりとしたい。

①日事連は当面は「一般社団法人（非営利型）」に移行することとし、定款の目的に沿って公益事業を推進する。一般社団法人（非営利型）への移行に伴い確定する公益目的財産額は公益目的支出計画に沿って支出する。

②一般社団法人（非営利型）に移行後については、「公益社団法人」への移行の必要性が生じた場合には、その段階で改めて公益社団法人への移行について検討を行うこととする。

③移行時期は次の方針としたい。

日事連は、一般社団法人（非営利型）への移行については、今後具体的な作業を進め平成23年度中の申請及び認可を目指し、平成24年度当初において新法人としての登記を一応の目標とするが、認可協議の状況によって遅くとも平成25年11月までには移行を行うものとする。

④単位会での対応について

i. 平成18年11月30日の第99回全国会長会議で申し合わせた「公益社団法人への取組」は取り消し、削除するものとする。

ii. 公益社団法人又は一般社団法人への移行の判断は、各単位会の資産（財産）の状況、公益目的事業の比率、支部の取扱い等、各単位会の状況によって大きく判断が異なることから、単位会の事情に応じて単位会が独自に判断する必要がある。

iii. 公益社団法人への移行は、社会的には公益性の高い法人と認識される一方で、公益社団法人へ移行後の公益認定基準の継続維持が条件となり、単位会はこれを十分に考慮する必要がある。

iv. これらを踏まえ、単位会は専門家に相談する体制を整えるなど移行に関する検討体制を早急に整備する必要がある。

ある。

- v. 移行期限である平成25年11月までに認可が得られるよう十分な時間的余裕を確保して作業を行う必要がある。

⑤単位会への情報提供について

日事連に設置された新法人移行検討WGでの検討資料は、必要に応じて単位会に提供する。

協議の結果、公益法人制度改革への対応に係る上記の日事連の移行方針案についての内容を了解し、資料5を12月通常理事会に提案することとした。

4) 12月通常理事会の議題等について

12月通常理事会の議題等について資料6により協議がなされ、協議の結果、原案どおり、資料6を12月通常理事会開催通知とすることと決めた。

(3) 報告事項

1) 建築基準法の見直しに関する検討会の状況について

会長及び専務理事より、資料7によって9月15日の通常理事会で説明した以降の動きについて次の趣旨の報告がなされた。建築基準法の見直しに関する検討会は、第10回目は9月13日に行われ、3つの検討課題を中心に賛否両論併記で座長のとりまとめ案が提示されたが、委員より多くの意見が出されたため、10月19日に検討会を開催し、これまでの意見を踏まえ再提示されたが、特に「おわりに」を中心に、更なる意見を踏まえ一部修正することとし、座長一任となった。建築4会では検討会の結果を踏まえ、建築基準法の速やかな一部改正等がなされるよう11月4日に馬淵国土交通大臣へ要望した。現時点では最終報告書は公表されていないが、今後報告書の公表が行われるとともに、国交省政務三役の検討・判断によりしかるべき措置がなされるものと期待している。

2) 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の状況について

田端業務・技術委員長より資料8に基づき次の報告がなされた。

建築基準法見直しに関する検討会のなかで提案され設置された「構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会」の第1回目

が11月15日に中央合同庁舎で開催され、構造計算適合性判定制度に関連する技術的検討についての議論が行われた。各構造計算ルートについての検討と今後の整理方針(案)について議論した。議論を踏まえて国総研及び建研協力委員において整理作業を行う予定となり、第2回目の委員会は平成23年2月が予定されている。

3) 国の住宅・建築物の耐震化緊急支援事業(H22年度補正予算関係)について

専務理事より、国の住宅・建築物の耐震化緊急支援事業(H22年度補正予算関係)について住宅(マンションを含む)の耐震改修等の緊急促進、緊急に耐震化が必要な建築物等の耐震診断・改修(民間直接補助)について、資料9によって説明がなされた。

4) UIA2011東京大会への日事連としての対応について

富岡広報・渉外委員長及び専務理事より、UIA2011東京大会への日事連としての対応について11月9日開催の広報・渉外委員会で日事連としての対応について検討した結果、単位会(またはブロック協議会)が実施を予定しているイベントで、日事連との共催(共同開催)として実施がふさわしいものについて日事連プロジェクトとして支援する方向で考えたい旨の結論となり、単位会(またはブロック協議会)に対し、イベントの実施に際して日事連との共催の意向調査を行うことになった旨の報告が資料10によってなされた。

5) 会員・構成員異動報告

平成22年9月末日及び10月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料11の通り。

平成22年9月30日現在

正会員46団体、構成員14,861事務所、賛助会員4社

平成22年10月31日現在

正会員46団体、構成員14,919事務所、賛助会員4社

6) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局よりそれぞれ資料12、資料13により報告がなされた。

<配付資料>

資料1: 第111回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料2: 第36回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成の決定について

資料3: 平成22年度上半期事業報告・決算報告書

資料4: 適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る検討結果について

資料5: 公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針等について(案)

資料6: 平成22年12月通常理事会開催通知

資料7: 建築基準法の見直しに関する検討会について

資料8: 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の状況について

資料9: 住宅・建築物の耐震化について

資料10: UIA2011東京大会への日事連としての対応について

資料11: 会員・構成員異動報告書

資料12: 後援・協賛名義使用の件

資料13: 経過報告

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成22年

12月 17日 会員増強検討WG

20日 住宅金融支援機構適合証明業務登録制度
運営委員会

22日 管理講習会教材開発検討WG

■11月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成22年11月1日～11月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A／B)	加入数(C)	増 減	加入率(C／A)
北海道	733	+ 51	5,307	13.8	218	+ 2	29.7
青 森	168		1,166	14.4	32		19.0
岩 手	253		1,238	20.4	59		23.3
宮 城	290		2,516	11.5	55		19.0
秋 田	173		1,372	12.6	43		24.9
山 形	191		1,535	12.4	47		24.6
福 島	201	+ 2	1,972	10.2	49		24.4
茨 城	501		2,687	18.6	137		27.3
栃 木	173		1,706	10.1	91		52.6
群 馬	175		2,203	7.9	92		52.6
埼 玉	579		5,990	9.7	106		18.3
千 葉	438	+ 3	4,248	10.3	99		22.6
東 京	1,393	+ 13	17,783	7.8	365		26.2
神奈川	789	+ 6	7,093	11.1	154		19.5
新 潟	280		2,827	9.9	103		36.8
長 野	513		2,690	19.1	115		22.4
山 梨	114		1,008	11.3	13		11.4
富 山	291		1,498	19.4	55		18.9
石 川	267	+ 8	1,345	19.9	51		19.1
福 井	269		1,158	23.2	59		21.9
静 岡	572		3,834	14.9	133		23.3
愛 知	607	- 2	5,849	10.4	131		21.6
三 重	182	- 1	1,596	11.4	66		36.3
滋 賀	198	- 2	1,413	14.0	37		18.7
京 都	270		2,546	10.6	79		29.3
大 阪	1,005		7,489	13.4	174	+ 1	17.3
兵 庫	503		4,388	11.5	123		24.5
奈 良	120	- 1	1,135	10.6	21		17.5
和歌山	118		892	13.2	26		22.0
鳥 取	77	+ 2	609	12.6	43		55.8
島 根	151		845	17.9	64		42.4
岡 山	450		1,807	24.9	58		12.9
広 島	384		2,852	13.5	120		31.3
山 口	114		1,500	7.6	37		32.5
徳 島	101		1,110	9.1	13		12.9
香 川	101		1,424	7.1	18	+ 1	17.8
愛 媛	127	+ 1	1,456	8.7	25	+ 1	19.7
高 知	147		842	17.5	16		10.9
福 岡	494	- 12	4,808	10.3	134		27.1
佐 賀	171		731	23.4	28		16.4
長 崎	238		1,057	22.5	42		17.6
熊 本	227		1,733	13.1	79		34.8
大 分	200		1,213	16.5	35		17.5
宮 崎	134		1,395	9.6	66		49.3
鹿児島	320		1,521	21.0	76		23.8
沖 縄	182		1,417	12.8	45		24.7
計	14,984	+ 68	122,804	12.2	3,632	+ 5	24.2

※建築士事務所登録数は平成21年9月末日現在の数字である。